

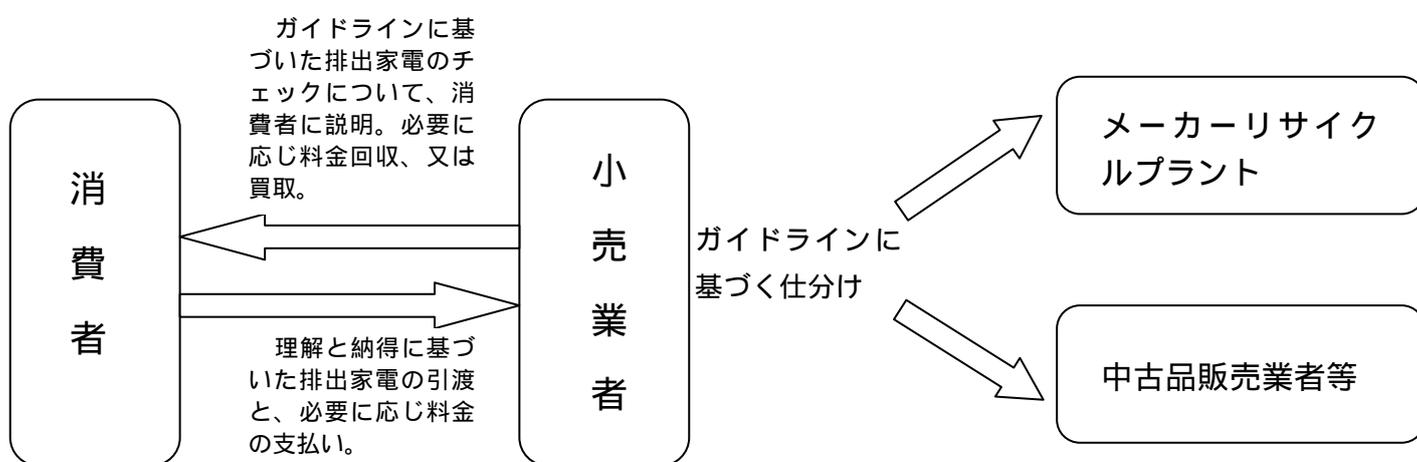
リサイクル・リユース仕分けガイドラインの論点

平成20年4月

本年2月に取りまとめられた中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気電子機器リサイクルワーキンググループの報告書別紙においては、リサイクル・リユース仕分けガイドラインについて、以下のように整理された。

「家電リサイクル制度における小売業者の引取・引渡義務の適正実施を確保するためには、小売業者において使用済家電を引き取った際、メーカーに引き渡されリサイクルされるべき廃家電と、リユース品として扱うことが適当な使用済家電に、適切に仕分けすることが重要であり、小売業者においてはリサイクル・リユース仕分けガイドラインを策定することが適当であると考えられる。(下記イメージ図参照)」

【リサイクル・リユース仕分けガイドライン活用のイメージ】



排出者にとっては不要な使用済家電であっても、他者から見た場合、引き続き家電としての価値を有すると位置付けられ、リユースされる物は存在する。循環型社会の形成の観点から、こうした使用済家電のリユースは促進されるべきものであると考えられる。

一方、家電の小売業者においては、従来から買換時における使用済家電の引取慣行が存在してきたところ、家電リサイクル制度によって、小売業者には、廃家電を引取り、リユースの場合を除き、これを製造業者等に引き渡すことが義務化された。

小売業者はこの義務を適切に履行していくことが求められているが、そのためには、小売業者において、引き取った使用済家電を、メーカーに引渡してリサイクルされるべき廃家電と、リユース品として扱うことが適当な使用済家電とに適切に仕分けられることが重

要であり、小売全体又は個々の小売業者がこの仕分け基準を有することが必要であると考えられる。

もちろん使用済家電がリユース品としての価値を有するか否かについては、内外の市場動向・社会情勢によるところが大きいと考えられるものの、家電リサイクル制度の適切な実施を含む循環型社会形成の観点から、個々の小売業者が基準を策定する際に、参考となる考え方（ガイドライン）を提示することが適当ではないかと考えられる。

本資料は、このリサイクル・リユース仕分けガイドラインを策定するに当たって、論点と考えられる事項をまとめたものである。

1. ガイドラインの目的と対象

このガイドラインの目的としては、

小売業者による不適正な引取・引渡の防止

小売業者を通じた適正リユースの促進

加えて、このガイドラインの内容によっては、使用済家電のトレーサビリティ強化を通じて、家電リサイクル法ルート以外のフローの「見える」化に効果があることが期待される。

なお、このガイドラインを利用する対象者としては、家電リサイクル法上の引渡義務が課されておりリユース・リサイクルの仕分け基準を作成することが望ましい全ての小売業者が考えられる。特に、店舗数が多く、消費者等から引き取った排出家電の運搬を他の業者に委託するような大手量販店については、社内の統一的な基準作成とその透明性の確保が強く求められるのではないかと。また、対象品目については、家電リサイクル法上の対象品目について検討を行うことが適当と考えられる。

2. ガイドライン作成にあたっての基本的考え方（二段階の基準の設定について）

今後ガイドラインの検討については、以下のような二段階の基準を検討していくことが適当ではないかと。なお、本ガイドラインにおける「リユース」とは、特定家庭用機器として再使用される「製品リユース」を示すことが適当と考えられる。

【基準 A（最低限守るべき基準）】

法令違反防止や家電リサイクル法の目的達成の観点から、必要最低限、小売業者が遵守すべきと考えられる基準

（＝ 通常の判断ではリユースされるとは考えられず、該当する場合は必ずメーカーリサイクルに回すべきものを示す基準）

- ・基準 A（最低限守るべき基準）とは、家電リサイクル法の理念に基づいて、引取・引渡の義務を負う小売業者が当然遵守すべきものと解釈することが適当である。
- ・例えば
リユースすることがほぼ不可能と考えられるものを、小売業者がリユース品と偽って消費者から引取り、製造業者等以外に引渡すこと
小売業者がメーカーリサイクルに回すと言って再商品化等料金を取りながら、製造業者等以外に引渡し（リユース販売を含む）を行うこと
等は基準 A によって防止される必要がある。

【基準 B（望ましい自主判断基準）】

温暖化対策・廃棄物の減容等の環境負荷低減や資源有効利用促進の観点から、海外リユースの課題も含め、望ましい適正リユースの在り方について議論を進めた上で、小売業者や中古品業者が自主的に判断して作成する基準

（＝ リユース可能であることが明らかであり、かつ、メーカーリサイクルよりもリユース市場に回す方が望ましいと考えられるものを示す基準）

- ・基準 B（望ましい自主判断基準）とは、小売業者が、自らの社会責任の程度などを考慮しながら、環境負荷等の観点を踏まえ、リユース品流通の質を高める事を通じて循環型社会形成の促進に貢献するために、自主的に作成していくものと解釈することが適当である。
- ・例えば、国内外のリユース市場において流通しうるものであっても、環境負荷の観点から、リユースに回さない制限の基準を小売業者が自主的に設定し、より多くの使用済家電をメーカーリサイクルに引き渡すことは、基準 B によって取り組まれるものと考えられる。
- ・ただし、このような基準 B の考え方については、基準を厳しく設定し過ぎると、かえって適正なリユースの促進が阻害されるという意見がある点についても、留意することが必要である。

3. ガイドラインの内容に関する論点

ガイドラインの内容については、以下のような項目が検討されるものと考えられる。

ただし、中古品業界においては、様々な流通チャネルを通して業者間の取引が行われ在庫の確保並びに需給バランスの調整が行われている。こうした不安定な中古市場の実情に十分留意した上で、中古品業者や輸出業者の協力を得ながら、ガイドラインを検討していくことが必要ではないかと考えられる。

この際、製品・性能に関する基準やトレーサビリティの確保については、2.の基本的考え方に従い、基準A（最低限守るべき基準）及び基準B（望ましい自主判断基準）の性質に勘案して、各項目を基準とすべきかを検討する必要がある。

なお、製品・性能に関する基準については、専門的知見が必要なものもあることから、小売業者で判断・管理されるものか、小売業者の業態や中古品業者との契約形態に応じて判断・管理の在り方を検討する必要がある。

（例）製品・性能に関する基準について

	基準A （最低限守るべき基準）	基準B （望ましい自主判断基準）
外見（破損・汚れ）による判断について	最低限どの程度のものを設定すべきか。	品質向上のための確認事項
動作確認（通電検査等）について		機能確認
年式について		具体的な年式を設定
温暖化対策（省エネ性能）との関連について		望ましい基準として記載

（1）製品・性能に関する基準検討について

外見（破損・汚れ）による判断について

- ・外見（破損・汚れ）でリユースの適正性を判断する手法については各中古品事業者によって異なると考えられる。品目毎の統一的な設定は可能なのか。
- ・国内リユースと海外リユースでは、外見によるリユース判断に相違がある可能性も含めて議論すべきではないか。

動作確認（通電検査等）について

- ・動作確認（通電検査等）については、国内リユースの場合、各中古品事業者によってその手法が異なると考えられる。品目毎の統一的な設定は可能なのか。

- ・輸出先国で修理・クリーニングされることが前提の海外リユース市場の場合、国内における動作確認が行われないことが通常であると考えられるが、この場合の取扱について議論を行うべきではないか。

年式について

- ・中古市場では地域や中古市場の実情によって需要に幅があるが、統一的な設定は可能なのか。
- ・特に国内リユース市場と海外リユース市場では、需要のある年式にかなりの相違があると考えられ、個別に検討する必要があるのではないか。

温暖化対策（省エネ性能）との関連について

- ・排出家電をリユースすべきかリサイクルすべきかについては、
 - a) リユース：長期使用による廃棄物減容・資源有効利用の効果
 - b) リサイクル：旧製品から省エネ性能の高い新製品への転換による温室効果ガス削減の効果の両者の関係についても考慮に入れる必要があるのではないか。

（循環型社会形成基本法においては、環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リユースがリサイクルに優先すると定められている。なお、エネルギー消費機器については、ライフサイクルアセスメントによる環境負荷評価によっては、リユースの方が、リサイクルに比べ環境負荷が低いとは言い切れない場合もあることに留意が必要との意見もある。

（２）引取・引渡における管理について

小売業者による厳格な管理

- ・引取・引渡については、小売業者自らが行う場合や配送業者に委託して行わせる場合などの引取・引渡形態が想定される。しかし、家電リサイクル法上の引取・引渡義務は小売業者本体に課せられており、配送業者については小売業者内部の委託契約上の関係に過ぎないこと踏まえれば、いずれの場合においても小売業者本体による家電リサイクル法の厳正な遵守が求められていると考えられる。
- ・引取・引渡を小売業者自らが行う場合、売上記録、家電リサイクル券の発券記録や配送・運転履歴（日時・配送先住所）等と組み合わせた厳格な管理が必要なのではないか。

- ・家電リサイクル法上の引取・引渡義務が小売業者本体に課せられている以上、引取・引渡を配送業者に委託して行わせる場合であっても、各店舗又は本部等により、委託先配送業者が独自の判断で使用済家電の不適正な取扱を行うケースがないよう、委託先の選定に十分な注意を払い、委託先業者の配送・運転履歴(日時・配送先住所)等も含む委託先配送業者に対する厳格な管理が必要となる。
その管理項目については、例えば以下のようなことが考えられるのではないか。
 - a) 委託先配送業者が「消費者から使用済家電を引き取っていない」と偽ることを防止するための、消費者からの引取情報に関する管理。
 - b) 委託先配送業者が、小売業者の管理する保管場所に一度使用済家電を持ち帰ったか否かについての管理。小売業者の管理する保管場所に持ち帰らない場合は、引渡先と一括した情報管理(下記c)。
 - c) 引渡先に関する情報報告を求める等の管理。

リサイクル・リユースの仕分けの管理

- ・リサイクル・リユースの仕分けの判断は、
 - a) 店舗において消費者からの聞き取りで小売業者自身が判断する
 - b) 委託先配送業者が、使用済家電の現物を見て判断する
 の2つの要素が考えられるが、いずれにせよ、小売業者本体が相当程度客観的かつ明確な仕分け基準や引渡先の基準を設定する必要があるのではないか。
- ・委託先配送業者が現物を見てリユース可能か否かを判断する場合は、小売業者が設定した基準に従って仕分け・引渡を行うよう、小売業者が、委託先配送業者に対する管理を徹底することに加えて、消費者に対して、適正に管理票(家電リサイクル券)が発行されたか等について改めて確認を取るなど、消費者との連絡を密にする方策を検討すべきではないか。
- ・また、消費者から再商品化等料金を受領した後に、リユース引渡が可能と判断されるケースがあることから、この場合の再商品化等料金の返還についても、小売業者が責任を持って管理すべきではないか。

小売業者からの引渡先における適正な取扱の確認(国内・海外両方の場合)

- ・小売業者がリユース品として引取・引渡を行う場合、引渡先において適正な取扱がなされているか否かの確認を行うべきとの議論が考えられるが、小売業者がその確認を行うことがどこまで可能なのか。(例えば、海外リユースについてどこまでトレースすべきか等)
- ・引渡先における適正な取扱のチェック項目としては、上記(1)の項目が考えられるのではないか。

- ・小売業者の引渡先である中古品販売業者等において、当該中古品が売れ残った場合の処理の適正性についても議論を行う必要があるのではないか。特に海外リユースについては、リユース終了後の現地における適正処理の課題についてもあわせて、議論を行う必要があるのではないか。

トレーサビリティ確保の手段

- ・小売業者を通じた中古品流通について、現行家電リサイクル制度の管理票（家電リサイクル券）との連携について検討を行うべきではないか。その際には、消費者が家電リサイクル料金を払うという現行システムとの整合性も含めた管理の体制について、検討を行うべきではないか。
- ・中古品業界において、仕入れ元や販売先の記録などトレーサビリティの確保策として新たな取組が自主的に進んでいるような場合、消費者・小売業者・中古品業者の連携の可能性について検討を行うべきではないか。

その他

- ・引き取った中古品に係るクリーニングや修理、品質保証や取扱説明書の添付などについて、議論を行う必要があるのではないか。